

令和7年度土岐市奨学金支給申請要項

追加募集

土岐市教育委員会

土岐市では、下記の奨学金の支給を実施しています。支給申請をされる方は要項をよくお読みいただき、下記の書類をそろえて期間内に提出してください。（奨学金は支給です。返還の義務はありません）

＊「生活」応援奨学金

学業、スポーツ又は文化活動に励む生徒又は学生のうち、経済的理由により修学が困難な者に対して支給します。（規則第2条第4号ア）

＊「夢」実現奨学金

学術文化活動やスポーツにおいて全国・東海レベル等で活躍、又は大学院において成績優秀であり、そこから将来の夢を実現するための強い意志を持ったものに対して支給します。（第2条第4号イ）

1. 資格要件

- ・本人または本人の保護者が1年以上市内に住所を有していること。
- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、次に掲げる学校に在学する者。
 - ア 高等学校又は特別支援学校の高等部（専攻科及び別科を除く。）
 - イ 高等専門学校
 - ウ 大学（専攻科及び別科を除く。）
 - エ 大学院
- ・学業、スポーツ又は文化活動において成績が優秀であり、自己の課題に熱心に取り組んでいる者。
- ・学資の支弁が困難な家計状態である者。（ただし、家族構成を考慮する）

基準・・・「生活」応援奨学金申請の場合、本人及び保護者の収入合計が400万程度以下

「夢」実現奨学金申請の場合、本人および保護者の収入合計が600万程度以下

※「生活」応援奨学金、または、「夢」実現奨学金の内容により、奨学金支給審査の基準が異なります。
あらかじめご了承ください。

2. 支給額および時期

学校種別		支給額	支給の時期 ・方法	支給期間
高等学校又は特別支援学校の高等部		年額 9 6 , 0 0 0 円	3 月に指定され た金融機関へ振 り込み	1 年を超えない 期間 （引き続き支給 を希望する場合 は 1 年ごとに申 請が必要）
高等専門学校	1・2・3学年			
	4・5学年	年額 1 2 0 , 0 0 0 円		
大学（短期大学）及び大学院				

3. 提出書類 原則、今年の1月1日に住民登録のある方は所得証明書の添付が不要です。裏面の注意事項もご確認ください。

チェック欄

- ☐ (1) 土岐市奨学金支給申請書（様式第1号）
- ☐ (2) 自己推薦書（様式第2号）※「夢」実現奨学金申請の場合は、このほか作文（原稿用紙2枚）
- ☐ (3) 令和6年度の成績証明書※注1及び関係証明書等※注2
- ☐ (4) 令和7年度（新学年）の在学証明書※注3

1月1日に土岐市に住民登録がない方又は土岐市以外の市町村で課税されている方のみ

- ☐ (5) 令和7年度の所得証明書（19歳以上(平成18年4月1生まれ以前)の本人及び父母）※注4

※注1 成績証明書は、前年度在籍した学校で交付してもらってください。（通知表のコピーは受け付けません）

4月に高校1年生となった場合は、卒業した中学校で交付してもらってください。

浪人などの理由により昨年度在学していない場合は最終学歴の証明書をお願いいたします。

※注2 関係証明書等とは、スポーツ・文化活動の成績が証明できるものの原本または写し。申請の内容により、追加で資料の提出を求めることがあります。

例) 表彰状のコピー、学校長の証明書、作文 など

※注3 合格通知書等は受け付けません。新学年の在学証明書を提出してください。（コピー不可）

学校へ請求後、取得までに日数がかかる場合があります。お早めに学校へお問い合わせください。

※注4 【土岐市以外で課税されている方】課税市町村にて交付されます。（源泉徴収票は受け付けません）

父母以外が保護者の場合は該当する方の証明書を交付してもらってください。（収入のある方のみ）

一世帯で2人以上申請される場合は、1人は原本、その他はコピーを提出することも可能です。

4. 申請期間

申請期間 令和7年10月20日（月） ～ 令和7年10月24日（金）
※受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分

5. 支給者の選考及び決定

「土岐市奨学金支給審査会」により、選考・決定後、申請者全員に郵送にて結果の通知をいたします。

なお、受給決定後、支給規定にあてはまらないことが判明した場合は、再審査の結果、返還・不支給となる場合がございますのでご了承ください。

支給が決定した方には、決定通知書および誓約書等の書類を送付しますので、通知に記載された期日までにご提出ください。

6. 届出義務

支給期間中において下記のいずれかに該当するときは、教育委員会へ奨学生異動届（様式第7号）が必要です。

- (1) 休学・留学・復学・転学・退学をしたとき。
- (2) 本人及び保護者の氏名、住所に異動があったとき。
- (3) その他重要な事項に変更があったとき。

7. 奨学金の休止・中止・返還

下記の事由により、奨学金の休止・中止・返還が発生する場合がございます。

- (1) 休止
 - ・奨学生が休学したとき。
- (2) 中止
 - ・資格要件を欠くに至ったとき。
- (3) 返還
 - ・不正な行為により支給を受けたとき。
 - ・所得調査により資格要件を欠くとき。



提出および問い合わせ先

提出先 〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市教育委員会 学校教育課 ☎ 54-1111（内線368）
※ 書類の郵送は不可です。必ず窓口へ持参してください。